

市之井手浄水場ほか運転等管理委託

基本仕様書

松山市公営企業局

目 次

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	業務の履行	1
第3条	業務の内容	1
第4条	委託施設	2
第5条	業務従事者の届出及び取消	2
第6条	業務従事者の注意義務	3
第7条	業務実施体制等	3
第8条	一括再委託の禁止	4
第9条	監督職員の職務	4
第10条	総括責任者等の届出	5
第11条	総括責任者	5
第12条	副総括責任者	5
第13条	保守管理責任者	6
第14条	電気主任技術者	6
第15条	保守管理員	6
第16条	運転管理員	6
第17条	排水処理施設運転管理員	7
第18条	業務の作業時間及び体制	7
第19条	安全衛生管理	7
第20条	保安全管理	8
第21条	火災の防止	8
第22条	盗難の防止	8
第23条	防災の措置	8
第24条	追加業務	8
第25条	業務管理室等の自主管理	8
第26条	異常時等の措置	9
第27条	実務研修	9
第28条	業務の引継ぎ	9
第29条	秘密の保持	9

第2章 運転等管理業務

第30条	業務の実施要領	10
第31条	運転監視制御	10
第32条	各種機器の運転	10
第33条	保守管理業務	11
第34条	補修工事業務	11
第35条	監視設備の設置等	11
第36条	甲による平常時の業務支援	12

第37条	水質管理	12
第38条	水質異常に対する措置	13
第39条	排水処理施設管理	13

第3章 書籍等

第40条	計画書等	13
第41条	業務日報の作成	14
第42条	月間業務計画書の作成	14
第43条	日常の確認	15
第44条	随時の確認	15
第45条	定期的確認	15
第46条	成果物の確認・引渡し等	15

第4章 その他

第47条	貸与品等	16
第48条	経費の負担	16
第49条	疑義	16

【別表：水質管理目標】	17
-------------	----

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、松山市公営企業局（以下、「甲」という。）の発注する市之井手浄水場ほか運転等管理委託（以下、「業務」という。）の遂行にあたり、業務の適正な履行により、安全で良質な上水道、簡易水道及び工業用水道（以下、「水道等」という。）を安定して供給することを目的とする。

(業務の履行)

第2条 業務の受注者（以下、「乙」という。）は、上水道事業が水道法に基づく重大な公共的使命を担うものであり、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを認識し、業務の履行に当っては、水道法、工業用水道法、及びその他本業務の履行に必要な関係各法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、常に安全を心がけ事故防止に努めなければならない。

2 乙は、甲の当該施設の機能を十分発揮できるよう、契約書、基本仕様書及びその他関係書類に基づき、より効率的、経済的に業務を履行しなければならない。

3 乙は、市之井手浄水場及び垣生浄水場の中央管理室（以下、「中央管理室」という。）での運転管理業務及び第4条で定める乙が管理する施設（以下、「委託施設」という。）の点検及び保守管理業務に関する技術的事項等を研究し、水道等施設運転管理及び保守管理技術の向上に努めなければならない。

4 乙は、官民の役割を自覚したうえで、相応のリスク分担を認識し、お互いが同じ目的を目指し推進しているパートナーとして、水道等の安定給水を確保しなければならない。また、事故や災害時においても、甲とパートナーシップを取りながら、臨機応変かつ自主的、積極的に協力し対応を図らなければならない。

5 乙は、業務の履行に伴う技術的諸問題に関して積極的に解決するよう努力するとともに、甲に問題の提起あるいは各種提案をして、良好なる運営が行えるよう努めなければならない。

6 乙は、渇水、豪雨、台風、地震その他の天災及び委託施設の機能に重大な支障を生じた場合に備え、緊急事態に迅速に対応できるよう緊急連絡支援体制を整えるとともに、常にこれに対処できるよう努めなければならない。

7 乙は、業務履行上で必要な事項について、甲と打合せ又は協議等を行ったときは、その都度内容を議事録として整理し、甲に提出しなければならない。

(業務の内容)

第3条 業務の主な内容は、次のとおりとする。なお、具体的な内容については、特記仕

様書【特記－１】業務分担表、【特記－２】業務の詳細のとおりとする。

- (１) 中央管理室において委託施設の運転操作及び状態監視、排水処理施設の運転操作及び状態監視に関すること。
- (２) 委託施設の点検及び保守管理業務に関すること。
- (３) 委託施設の異常事態復帰のための、応急対応及び故障復帰操作に関すること。
- (４) (３) で対応できない復帰操作及び応急処置に伴う甲の緊急呼び出し対応に関すること。
- (５) 委託施設で故障または劣化の生じた設備等の補修工事に関すること。補修工事は１件につき８０万円を上限とし、契約期間中の総額は７５，０００千円とする。なお、単年度の実施金額は契約年数で等分した額を基本とする。
- (６) 特記仕様書【特記－３】に定める設備定期点検及び衛生管理業務のほか、電気設備、計装設備、建築付帯設備、建築物の定期保守点検に関すること。
- (７) 業務に必要なとなる材料の調達管理に関すること。材料の調達は契約期間中の総額は２５，０００千円とする。なお、単年度の調達金額は契約年数で等分した額を基本とする。材料の調達にあたっては甲の承諾を得るものとする。また、調達した材料は甲に帰属するものとし、管理状況を月間報告書にて報告すること。ただし、消耗品は乙の負担にて調達管理をするものとする。
- (８) 業務の記録、帳簿、在庫管理等の作成に関すること。
- (９) 水道資料館管理運営及び見学等の対応に関すること。管理運営は企業局規程第２号、松山市水道資料館の設置及び管理運営に関する規程に基づき適切に実施すること。
- (１０) その他本業務に必要な事項に関すること。

(委託施設)

第４条 委託施設は、特記仕様書【特記－４】委託施設一覧のとおりとする。

(業務従事者の届出及び取消)

第５条 乙は、契約締結後、速やかに本業務に従事する者（以下、「業務従事者」という。）の氏名、年齢、学職歴、資格、所属、職務分担等を記載した書類を甲に提出し、承認を受けなければならない。また、業務従事者の異動及び職務分担の変更についても同様とする。

２ 甲は、乙の業務従事者で、業務上不適格者と認めた場合は取り消すことが出来る。この場合において乙は速やかに後任者を選任し、甲の承認を受けなければならない。

(業務従事者の注意義務)

第6条 乙は、業務従事者に対して、次の事項を遵守させなければならない。

- (1) 乙は、業務従事中は必ず写真貼付の身分証明書を着用し、関係者から提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。
- (2) 品位を保ち、甲の名誉、信用を失墜させる行為の禁止。
- (3) 作業に応じ統一した被服を着用し、名札を付け、常に清潔にして労働に適した服装の励行。
- (4) 甲の許可無く甲の所有する物品の委託施設外への持ち出しの禁止。
- (5) 業務に必要としない物品の委託施設内等への持ち込みの禁止。
- (6) 業務の遂行以外の目的での委託施設等の使用の禁止。

(業務実施体制等)

第7条 乙は、本業務の円滑な遂行を図るための拠点として、自己の事業所を松山市内に置かなければならない。

2 乙は、水道法に定める水道技術管理者の資格を有する総括責任者を市之井手浄水場に配置しなければならない。

3 乙は、次のいずれかを満たす者を業務従事者として市之井手浄水場及び垣生浄水場に配置しなければならない。その他業務に必要となる者はこの限りでない。

- (1) 上水道施設の浄水処理または保守管理業務に2年以上の実務経験を有する者。
- (2) 学校教育法第1条に基づく学校における高等学校以上の教育課程で国土交通省令で定める学科のうち、電気工学、電気通信工学、機械工学に関する学科を卒業した者又は化学に関する学科を卒業した者。
- (3) 水質基準、その他の水質に関する知識及び技能を有する者、又は水道(浄水)施設管理技士3級以上の資格を有する者。

4 乙は、本業務の実施に際し、次に掲げる体制を確保しなければならない。

- (1) 乙は、総括責任者1名、副総括責任者1名及び本条第3項に該当する者を市之井手浄水場に配置しなければならない。
- (2) 乙は、副総括責任者1名及び本条第3項に該当する者を垣生浄水場に配置しなければならない。
- (3) 乙は、本条第3項に該当する者2名以上を、常に市之井手浄水場に配置し、うち1名以上を、常に市之井手浄水場中央管理室において運転管理に従事させなければならない。
- (4) 乙は、本条第3項に該当する者1名以上を、常に垣生浄水場において運転管理に従事させなければならない。

(5) 乙は、関係法令に基づき本業務の履行に必要な有資格者を配置しなければならない。

(6) 委託施設の拡張等の事由により、人員等の強化が必要な場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

5 業務従事者の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総括責任者
- (2) 副総括責任者
- (3) 保守管理責任者
- (4) 電気主任技術者
- (5) 保守管理員
- (6) 運転管理員
- (7) 排水処理運転管理員
- (8) その他業務に必要となる者

(一括再委託の禁止)

第8条 次に掲げる業務については、乙が自ら直接行わなければならない。

- (1) 総括責任者及び副総括責任者の業務
- (2) 特記仕様書【特記-1】に掲げる業務

2 前項に掲げる業務のうち、本業務の目的等により、甲が認める業務は再委託することができる。

3 再委託する場合、業務開始7日前までに委託下請承認書を提出しなければならない。

(監督職員の職務)

第9条 甲は、本業務において監督職員を配置するものとし、その職務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本業務の履行に関すること。
- (2) 業務従事者に対する業務の指示、総括責任者等との連絡及び協議に関すること。
- (3) 年間業務計画書、月間業務計画書及び月間業務完了報告書、年間業務完了報告書、修繕計画並びに完了報告、材料調達管理報告、物品購入請求、届出等の受理及び確認及び照合に関すること。
- (4) 本業務の進捗確認及び履行の調査に関すること。
- (5) 業務委託料の請求受理に関すること。
- (6) その他本業務の監督上で必要な職務に関すること。

(総括責任者等の届出)

第10条 乙は、業務を適正かつ円滑に遂行するため、第5条第1項により届出した業務従事者の中から総括責任者、副総括責任者、保守管理責任者を選任し、甲の承認を受けなければならない。また、変更する場合も同様とする。

総括責任者、副総括責任者、保守管理責任者が変更となる場合は、十分な期間を持って届出するものとする。また、病気その他の理由により、不在となる場合においては、業務を代理する代行者を充てるものとする。

2 乙は、前項に定めるもののほか、契約締結に際し、特記仕様書【特記-5】の【提出書類-1】に記載する書類を甲に提出しなければならない。

(総括責任者)

第11条 総括責任者は、上水道事業に精通し、水道技術管理者の資格並びに水道(浄水)施設管理技士2級以上の資格を有し、かつ5年以上の上水道施設の運転管理に関する技術上の実務経験を有する者であり、職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本業務の責任者として、運転管理業務及び保守管理業務全般において、業務従事者の指揮及び監督に関すること。
- (2) 契約書、仕様書その他の関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を発揮し効率的かつ経済的な管理に関すること。
- (3) 各業務実施計画の作成と業務従事者の適切な指導監督を行い、技能の向上に努め、安全衛生管理体制の確立に関すること。
- (4) 常に状況を的確に把握し、緊急時には直ちに連絡及び対処できる体制の確立に関すること。
- (5) 総括責任者は、本業務に専任とする。

(副総括責任者)

第12条 副総括責任者は、上水道事業に精通し、3年以上の上水道施設の運転管理に関する技術上の実務経験並びに水道(浄水)施設管理技士3級以上の資格を有する者であり、職務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本業務の副責任者として、総括責任者に準ずる業務を行う。
- (2) 総括責任者の補佐及び代行に関すること。
- (3) 垣生浄水場における副総括責任者は、水道技術管理者の資格を有し、同浄水場の責任者として本業務に専任とする。

(保守管理責任者)

第13条 保守管理責任者は、上水道事業に精通し、3年以上の上水道、又は下水道施設の保守管理業務に関する技術上の実務経験を有する者で、職務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保守管理業務全般において、同業務の責任者として同業務従事者の指揮及び指導に関すること。
- (2) 保守管理実施計画、設備定期点検実施計画の作成及び実施に関すること。
- (3) 設備定期点検及び補修工事、材料調達管理、清掃並びに植栽管理等の監督に関すること。

(電気主任技術者)

第14条 電気主任技術者（電気事業法に定めるものをいう。）は、3年以上の電気設備の維持管理に関する実務経験並びに第三種電気主任技術者以上の資格を有する者とし、本委託施設において次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関すること。
- (2) 電気工作物の保安規定に関すること。
- (3) (1)に関し、保守管理員等への必要な指示及び教育。

(保守管理員)

第15条 保守管理員は、施設の保守管理技能を有する者で、半数以上を2年以上の上水道、又は下水道施設の保守管理に関する技術上の実務経験を有する者とし、本委託施設において次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 施設の日常、月例保守点検及び巡視点検の実施に関すること。
- (2) 設備定期点検、定期清掃、植栽管理の実施に関すること。
- (3) その他保守管理業務に関すること。

(運転管理員)

第16条 運転管理員は、施設の運転管理技能を有する者で、半数以上を2年以上の上水道施設の運転管理に関する技術上の実務経験を有する者とし、市之井手浄水場及び垣生浄水場において次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 中央管理室での運転管理の実施に関すること。
- (2) 各浄水処理過程における水質管理の実施に関すること。
- (3) 場内施設の保安及び巡視の実施に関すること。
- (4) 休日・夜間及び昼休みの場内施設への入退場管理に関すること。（垣生浄水場

は終日とする。)

(5) その他運転管理業務に関すること。

(排水処理施設運転管理員)

第17条 排水処理施設運転管理員は、上水道事業に精通し、排水処理施設の運転保守管理技能を有する者で、職務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市之井手浄水場排水処理施設に関する運転管理の実施に関すること。
- (2) 業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を発揮し効率的かつ経済的な管理に関すること。

(業務の作業時間及び体制)

第18条 業務の作業時間及び体制は、運転管理業務については、第7条に記述する体制により24時間、委託施設の連続監視を行い、運転管理業務が円滑におこなわれるよう努めなければならない。また、保守管理業務については、委託施設が正常かつ円滑に稼動するよう保守管理実施計画を作成し、これに基づく適切な保守管理を行うこと。保守管理実施計画は、基本的に乙の計画により甲が承認するものとする。

(安全衛生管理)

第19条 乙は、業務の遂行にあたり、道路交通法及び労働安全衛生法等災害防止関係法令の定めに基づき、常に安全管理に必要な措置を講じ、事故の発生を未然に防止するとともに業務従事者の労働災害の防止に努めなければならない。

2 乙は、業務の遂行にあたり、労働災害の防止上必要な作業工程の変更、保安設備の追加又は変更等について、あらかじめ甲に報告し、その指示を受けなければならない。

3 乙は、労働災害及び事故等の発生を防止するため、あらかじめ第3章第40条で定める計画書等に安全対策を明記し、それに基づき業務を遂行しなければならない。

4 乙は、電撃、薬品類及び可燃性ガス、重油等又は酸素欠乏等に起因する業務遂行上の危険が予測される場合には、遅滞なく甲に報告しその指示を受けるとともに、特に、労働災害及び事故の発生防止に努めなければならない。

5 乙は、業務に従事する全ての業務従事者に水道法第21条に規定する健康診断(定期及び臨時)を実施し、その結果を報告しなければならない。

6 乙は、水道法第19条2項、水道技術管理者が監督しなければならない事項において、本業務に含まれる事項は、その結果を速やかに松山市公営企業局水道技術管理者に報告しなければならない。

(保安管理)

第20条 乙は、委託施設において、不審者の侵入及び備品等の盗難並びにこれに係る損害を未然に防止するため、業務従事者に、委託施設の保安管理に関して必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 乙は、平常時はもちろん、異常時においても敏速かつ適切に措置できるよう、実地指導、訓練を行わなければならない。

(火災の防止)

第21条 乙は、委託施設の火災を未然に防ぐため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底し、火災を防止するよう努めなければならない。

また、防火管理者が行う防火訓練及び教育等については、防火管理者の指示に従わなければならない。

(盗難の防止)

第22条 乙は、現場における設備機器及び工具類の盗難並びに侵入者の防止については、十分監視し、これらの被害防止に努めなければならない。

(防災の措置)

第23条 乙は、気象状況に十分注意し、豪雨、雷、地震等により、異常事態が予想される場合は万全の措置をとるものとし、また異常事態が発生した場合は甲に協力し万全の措置をとらなければならない。

2 乙は、豪雨や地震発生に係る点検を実施した場合は、点検結果を甲が別途指定する施設臨時点検報告書により速やかに報告しなければならない。

(追加業務)

第24条 甲は、業務の履行上又はその他において、追加業務が必要と認められる場合は、追加業務執行指示書により乙にこれを命ずることができるものとする。

2 乙は、前項により追加業務に従事した場合は、追加業務報告書により速やかに報告しなければならない。

3 甲及び乙は、施設並びに設備の新設又は増設など、新しいシステム及び機能の追加を行った場合、これに伴う契約内容の変更は行わないものとする。

(業務管理室等の自主管理)

第25条 乙は、浄水場の一部を業務履行のための現場管理室等として使用する場合には、

甲の許可を受けるとともに、乙の責任において管理を行わなければならない。

- 2 現場管理室等の使用期間中、乙の責任で汚損等があったときは、乙の負担において原状に復旧しなければならない。
- 3 現場管理室等の使用に際し発生する使用料等については、甲乙協議によるものとする。
- 4 現場管理室等を退去する際、乙の負担において現状に復旧しなければならない。

(異常時等の措置)

第26条 乙は、委託施設等の異常又は事故を発見した時は、速やかに応急対応、原因調査等を行い、必要に応じて甲に連絡し、その指示を受けなければならない。

(実務研修)

第27条 乙は、官民の役割を自覚した上で、相応のリスク分担を認識し、お互いが同じ目的を目指し推進しているパートナーとして、実務研修を通じて運転管理技術の向上及び技術継承ができる体制を構築しなければならない。

- 2 乙は、業務遂行にあたり、運転等管理マニュアルによる自己研鑽並びに新設及び既設設備機器納入メーカー並びに甲による実務研修等により、異常時に的確に対応するための分析能力及び予知管理能力並びに対処能力を向上させ、委託施設の安定管理に努めなければならない。

なお、実務研修等によっても必要とされる能力の向上が見られない業務従事者は、交替させるものとする。

- 3 乙は、甲の職員が運転等の管理業務の忘失を防止するため、甲の依頼により、運転等の管理業務の研修を求められた場合、甲の職員が乙と共に勤務する等の研修に協力しなければならない。
- 4 乙は、市民からの問合せや漏水、水質異常通報等の電話に対応するため、委託施設の状況や水道に関する常識・専門知識を習得するための自己研鑽及び実務研修を行い、円滑な電話対応に努めなければならない。

(業務の引継ぎ)

第28条 乙は、日常業務において職員の交替時には事務の引継ぎを行い、滞りなく業務を遂行しなければならない。

(秘密の保持)

第29条 乙は、本業務の執行上知り得た事項について、他人に漏らしてはならない。ただし、甲の指示又は承認に基づく場合は、この限りでない。

第2章 運転等管理業務

(業務の実施要領)

第30条 乙は、業務の履行に当たっては、特記仕様書【特記-2】に定める「業務の詳細」によるものとする。

(運転監視制御)

第31条 乙は、常時の水需要変動及び水質変動等に留意し、設備及び機器等の機能を十分に発揮するよう、これらの性能及び能力に適合した運転を効率的に行い、適切な水運用を行わなければならない。

2 前項の監視制御において、設定値等の変更の必要が生じた場合は、緊急の場合を除きすべて甲乙協議のうえ行わなければならない。

(各種機器の運転)

第32条 乙は、各種機器の運転業務の履行にあたっては、次の要領で行うものとする。また、その結果を報告するものとする。

(1) 各種機器の運転操作及び管理

業務の範囲において、各種機器の機能及び性能を十分理解し、各種機器の特性に応じた運転操作を適正に行わなければならない。また、各種機器は計算機によって自動制御され運転をしているが、計算機等の故障発生時においても運転対応が必要となることから、日常においても手動等の運転操作を行うなど操作技術の向上に努めなければならない。なお、各種機器の操作は原則として中央管理室で行い、特に機器の性能及び機構上必要なものについては、現場で操作及び管理しなければならない。

(2) 故障時及び異常時等の職務分担

故障時及び異常時の運転操作、状態監視及び記録に関する業務を常時行い、甲の行う水源の確保や取水及び送水計画については、その指示に従わなければならない。

(3) 故障時及び異常時等の運転操作及び管理

①集中豪雨、台風、停電又は異常濁水等による水源の水位の低下及び水質の悪化等、故障時並びに異常時等の運転については、甲に速やかに報告し甲の指示に的確に対応しなければならない。

②管理上必要な措置を講じるために運転を停止又は再開する場合は、現状に応じて甲の承諾を得るものとする。

(4) 市之井手浄水場における計測値監視

市之井手浄水場における監視については、松山市全体の総合的な管理部署として

位置付けられている基幹浄水場としての役割を果たすため、他の浄水場等の情報計測値の状況を監視し、必要に応じ適切な措置を行わなければならない。

(保守管理業務)

第33条 乙は、委託施設の機能が正常かつ円滑に稼動するよう、適切な保守管理を行わなければならない。

2 乙は、保守管理実施計画に基づき委託施設の点検、運転状況の確認、定期的な保守作業を行わなければならない。

3 乙は、異常時、緊急時等において、必要な応急対応、応急処置及び臨機の措置を行わなければならない。

4 乙は、各種法令に基づき必要な点検、記録の整備等を行わなければならない。

(補修工事業務)

第34条 乙は、第3条(5)に記載する委託施設の補修工事を実施するときは、甲の承諾を得て行うものとする。

2 乙は、前項に定める補修工事を実施するときは、甲に次に掲げる事項について実施する日の7日前までに書面で提出すること。

(1) 補修工事の対象設備名称、関係図面、施工時期に関すること。

(2) 補修工事を必要とする事由、補修内容、補修費用に関すること。

(3) その他甲が要求する事項等に関すること。

3 乙は補修工事が完了したときは、その結果について工事写真等を添えて速やかに甲に報告すること。また、月間業務完了報告書に月間の補修工事業務状況を記載すること。

4 乙は、補修工事を実施するときは、その補修工事を指揮監督するものとする。

5 乙は、緊急に補修工事を実施する必要があるときは、甲の承諾により第2項によらないで実施することができる。この場合、速やかに第2項を準用する。

(監視設備の設置等)

第35条 乙は、業務を効果的かつ効率的に実施するため、甲の承諾を得て、自己の責任と費用により、委託施設内に工業用監視カメラ及び遠方監視システムなど必要な設備を設置することができる。

2 前項の設備を設置するときは、乙は、必要最小限の範囲で、委託施設に変更を加える若しくは追加することができる。この場合において、乙は、当該変更の内容について、事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。

3 第1項において、乙が委託施設に設置した設備の所有権は、乙に帰属する。

4 乙は、本契約が終了したときは、自己の責任と費用により、速やかに変更又は改良した委託施設を原状に復し、設置した設備を撤去しなければならない。ただし、甲が乙に対し、別段の指示をおこなった場合は、この限りではない。

5 本条第1項及び第4項において、乙は、設備の設置後又は設備の撤去後の状態を甲の立会いのもと確認すること。なお、乙は、設備の設置及び設備の撤去において、甲の既存設備への損傷などが生じたときは、これを乙の費用と責任において復旧しなければならない。

(甲による平常時の業務支援)

第36条 乙は、水道等の安定給水が確保され、水質及び設備故障等の異常がない状態(以下「平常時」という。)において、次に掲げる事象が生じたときは、直ちに甲に通知し業務支援を求めなければならない。

(1) 乙による誤操作、確認漏れなど、乙に帰すべき事由により、水道等の安定給水が確保できないとき。

(2) 過去に事例のない又は予測できない事態の発生により、水道等の安定給水が確保できないとき。

(3) 前各号のほか、乙が甲の支援を必要と判断するとき。

2 前項により甲が乙に対して業務支援を行ったときの費用などについては、契約書の定めによるものとする。

(水質管理)

第37条 乙は、市之井手浄水場、垣生浄水場及びその他の委託施設により供給される水道水が、水質基準を満たすよう、浄水処理等における管理基準を、甲の作成した「水安全計画」を基本とし、次の水質管理業務を行なわなければならない。なお、別表の水質管理目標の目標値は、水安全計画の改訂に伴って変更される。

(1) 乙が行う水質管理の目標値は【別表：水質管理目標】とする。

(2) 市之井手浄水場及び垣生浄水場において、同浄水場の水質管理と共に、遠隔監視機能による他の浄水場等の水質管理を行う。

(3) 市之井手浄水場において、原水及び浄水を1時間毎に採水し、異臭味の試験を行い記録する。また、原水において設置されている水質計器の値及び毒物監視水槽の魚の行動を監視する。

(4) 垣生浄水場において、【別表：水質管理目標】第2項に該当する水質項目に関し、毎日水質検査業務を行う。また、原水において毒物監視水槽の魚の行動を監視する。

(5) その他の委託施設において、【別表：水質管理目標】となるよう管理する。

(水質異常に対する措置)

第38条 乙は、原水及び浄水等の水質が前条に定める監視及び管理目標値を満たさないときは、当該監視及び管理目標値を満たすよう速やかな対応を図るとともに、甲にその状況を報告しなければならない。

2 乙は、水質監視及び管理目標値が前条に定める各別表に記載する範囲を満たさない時若しくはその恐れがあるとき（以下「水質異常」という。）は、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応しなければならない。

(排水処理施設管理)

第39条 乙は、次のとおり市之井手浄水場において、排水処理施設管理を行うこととする。

- (1) 市之井手浄水場の浄水処理に合わせた沈澱池排泥計画を作成し、これに基づき排泥池、排水池、濃縮槽、汚泥濃縮装置及び加圧脱水機等の運用を効率的に行う。
- (2) 排水処理施設管理を行うため、排水処理施設運転管理員を配置する。
- (3) 脱水汚泥の含水率は、60%以下を目標値とする。

第3章 書籍等

(計画書等)

第40条 乙は、次に掲げる事項を内容とした計画書等を作成するものとする。

2 乙は、本契約等を踏まえ、履行期間を通じた業務実施に関する基本的な重要事項を定めた基本計画書を作成し、計画書承認願書を添えて甲に提出しなければならない。

- (1) 業務実施の基本方針に関すること。
- (2) 勤務体制、業務従事者の配置など基本的な業務運用に関すること。
- (3) 運転保守管理、業務分担、緊急時などの業務実施体制に関すること。
- (4) 基本的な水運用方法、運転保守管理方法、緊急時対応方法などに関すること。
- (5) 事故、災害等を未然に防止し、安全に業務を実施するために必要な安全衛生管理の体制、教育研修計画、甲との協同による災害訓練の実施など、安全衛生管理計画に関すること。
- (6) 技術の維持・向上を図るための技術研修計画に関すること。
- (7) 業務実施に関する報告、連絡、指示の受理、協議等甲乙間の書面運用に関すること。

3 乙は、当該年度毎に年間業務計画書を作成し、計画書承認願書を添えて甲に提出しな

なければならない。

- 4 年間業務計画書には、次の各号に掲げる事項を含むこと。
 - (1) 市之井手浄水場ほか運転管理の基本的な運転方針、運転・保守管理、監視項目などに関すること。
 - (2) 各業務における緊急連絡体制に関すること。
 - (3) 業務を履行する上で必要な業務組織、業務分担、その他業務履行体制に関すること。
 - (4) 水道等を安全で安定的に連続給水するための水運用計画、水質管理計画、保守点検計画、定期点検計画、衛生管理業務計画等の業務計画に関すること。
 - (5) 委託施設を安全に安定して運転・保守管理していくための運転管理、水質管理、保守点検等に関する方法・基準等に関すること。
 - (6) 不審者の侵入、盗難、テロなどの委託施設の保安管理に関すること。
 - (7) 本契約等で報告義務を課せられている報告書及び甲が要求する報告書等のほか、業務上必要と思われる報告・提出書類に関すること。
- 5 第2項及び第4項に定める基本計画書及び年間業務計画書の手続き、構成等は、特記仕様書【特記-5】の【提出書類-2】及び特記仕様書【特記-6】の「1. 基本計画書」「2. 年間業務計画書」のとおりとする。

(業務日報の作成)

- 第41条 乙は、毎日、業務日報を作成し、常時、市之井手浄水場又は垣生浄水場に備えなければならない。
- 2 乙は、開庁日の毎日午前9時までに、前日分の業務日報を甲に提出しなければならない。
 - 3 前項の業務日報の内容は、甲と協議し別に定める。

(月間業務計画書の作成)

- 第42条 乙は、年間業務計画書に基づき、当該月毎に月間業務計画書を作成し、計画書承認願書を添えて甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、月間業務計画書を変更する必要があるときは、その都度甲と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
 - 3 第1項に定める月間業務計画書の手続き、構成等は、特記仕様書【特記-5】の【提出書類-3】及び特記仕様書【特記-6】の「3. 月間業務計画書」に定めるものとする。

(日常の確認)

第43条 甲は、業務日報に基づき、業務の実施状況を確認するものとする。

2 乙は、前項に定める業務日報のほか、特記仕様書【特記-6】の「4. 業務日報等の報告」に記載する日常の報告について甲に提出しなければならない。

(随時の確認)

第44条 前条によるほか、甲は、必要と認めたときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を確認することができる。

2 前項の確認を実施するとき、乙はその求めに応じて、甲の確認に立会い、業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、甲に協力しなければならない。

(定期の確認)

第45条 乙は、第40条に定める年間業務計画書又は第42条に定める月間業務計画書に基づき、当該年度又は当該月の業務を完了したときは、次の各項に基づいて甲に業務の完了に関する報告を行わなければならない。

2 乙は、月間業務計画書に基づいて当該月の業務を完了したときは、契約書の定めるところにより月間業務完了報告書を作成し、業務完了届を添えて甲に提出し、甲は速やかにこれを確認しなければならない。

3 前項に定める月間業務完了報告書の手続き、構成等は、特記仕様書【特記-5】の【提出書類-4】及び特記仕様書【特記-6】の「5. 月間業務完了報告書」によるものとする。

4 乙は、当該年度の業務を完了したときは、年間業務完了報告書を作成し、業務完了届を添えて甲に提出し、甲はこれを速やかに確認しなければならない。

5 前項に定める年間業務完了報告の手続き、構成等は、特記仕様書【特記-5】の【提出書類-5】及び特記仕様書【特記-6】の「6. 年間業務完了報告書」によるものとする。

6 甲は、必要に応じて設備状況の確認のため立ち入り検査を行うものとする。

7 本委託は、【業務評価マニュアル】を用いて業務実施状況における評価を行う。評価は年度毎に得点化し、乙へ通知するものとする。乙は評価の結果により業務改善等に反映させること。また、甲が評価のため必要な資料を求める場合、乙はそれを提出しなければならない。

(成果物の確認・引渡し等)

第46条 本契約等において「成果物」とは、「月間業務完了報告書」をいう。

2 甲は、契約書に定めるところにより、第45条第2項に定める月間業務完了報告書を乙が提出したときは、次の号により確認を行わなければならない。

- (1) 特記仕様書【特記-6】の「2. 月間業務計画書」の第一欄の計画と特記仕様書【特記-6】の「4. 月間業務完了報告書」の第一欄の実績について確認しなければならない。

第4章 その他

(貸与品等)

第47条 甲は、業務遂行上必要とする施設及び備品等（以下「貸与品等」という。）を乙に貸与する。

2 乙は、貸与品等の台帳等を作成し、定期的に貸与品等の内容及び数量などその保管状況を確認及び検査するものとし、毀損、盗難、紛失等があったときは弁償しなければならない。

3 貸与品等の引き渡し場所及び引き渡し時期は下記のとおりとし、品名及び数量などは特記仕様書【特記-7】に掲げるものとする。

- (1) 引き渡し場所は、市之井手浄水場とする。
(2) 引き渡し時期は、契約締結後履行開始までとする。

4 乙は、本契約等に変更があったとき、又は当初の目的を完了し借用の必要がなくなったときは、貸与品等を速やかに甲に返還しなければならない。

5 甲は、前項の定めにより乙が貸与品等を返還するときは、乙が提出した借用承諾許可申請書に基づいて、貸与品等の原状について確認するものとする。なお、貸与品等に毀損、損傷などがあったときの措置は契約書によるものとする。

(経費の負担)

第48条 乙は、次に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 乙設置分の電話料金
(2) その他乙設置分の機器使用料金等

(疑義)

第49条 本仕様書に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別表：水質管理目標】

1 市之井手浄水場水質管理目標

項目	単位	返送水	混和水	沈澱水（中間）
pH 値			6.5～8.0	
濁度	度	70 以下		2.0 以下
残留塩素	mg/L		2.1 以下	
総アルカリ度	mg/L		15～70	

項目	単位	沈殿水	ろ過水	浄水
pH 値				6.5～8.0
濁度	度	1.5 以下	0.05 以下	
残留塩素	mg/L	0.15～0.8		目標値±0.2
総アルカリ度	mg/L			

2 取水堰水質管理目標

項目	単位	沈砂池
pH 値		5.8～8.6
油膜		検出されないこと
かび臭物質	ng/L	5 未満

3 垣生浄水場水質管理目標（上水道）

項目	単位	原水	沈澱池	浄水
pH 値		6.7～7.3	6.5～7.4	7.0～7.7
濁度	度	1.0 以下	0.8 以下	0.05 以下
残留塩素	mg/L		0.1～4.0	目標値±0.2
マンガン	度			1

4 垣生浄水場水質管理目標（工業用水道）

項目	単位	φ 900 (上水の原水と共通)	φ 700
水温	℃	27.0	27.0
pH 値		6.7～7.3	6.3～6.9
濁度	度	1.0 以下	1.0 以下
総アルカリ度	mg/L	80 以下	70 以下
塩素イオン	mg/L	35.0 以下	30.0 以下
電気伝導率	μ S/cm	330.0 以下	300.0 以下
硬度	mg/L	110 以下	100 以下

5 高井神田浄水場水質管理目標

項目	単位	原 水	脱炭酸水	浄水
pH 値		6.3～7.0	7.0～8.2	7.0～8.2
濁度	度	1.0 以下		(0.01 以下)
残留塩素	mg/L			目標値±0.2
電気伝導率	μ S/cm	150～300		

6 かきつばた浄水場・竹原浄水場水質管理目標

項目	単位	原 水	脱炭酸水	浄水
pH 値		6.3～7.0	7.0～8.2	7.0～8.2
濁度	度	1.0 以下		0.3 以下（竹原） (0.01 以下)（かきつば た）
残留塩素	mg/L			目標値±0.2
電気伝導率	μ S/cm	100～300		

7 院内浄水場水質管理目標

項目	単位	原 水	浄水
pH 値			6.5～7.5
濁度	度	20 以下	0.1 以下
残留塩素	mg/L		目標値±0.2

8 北条浄水場水質管理目標

項目	単位	原 水	浄水
pH 値		6.5～7.5	7.0～8.2
濁度	度	0.1 以下	0.1 以下
残留塩素	mg/L		目標値±0.2
電気伝導率	$\mu S/cm$	100～240	
紫外線強度	$mJ/c\ m^2$		10 以上

9 次亜塩素酸の追加注入施設水質管理目標

項目	単位	末町ポンプ場	溝辺ポンプ場	桜ヶ丘ポンプ場
残留塩素	mg/L	0.5～1.2	0.5～1.2	0.5～1.2

項目	単位	軽井沢ポンプ場	北梅本ポンプ場	総合公園第2配水池
残留塩素	mg/L	0.4～0.8	0.4～0.8	0.4～0.8

項目	単位	石風呂ポンプ場	興居島ポンプ場	吉藤減圧水槽
残留塩素	mg/L	0.4～0.8	0.4～0.8	0.5～0.7

項目	単位	光洋台ポンプ場	本谷ポンプ場	立岩ポンプ場
残留塩素	mg/L	0.4～0.8	0.4～0.8	0.4～0.8

1 0 中野浄水場水質監視目標

監視項目	単位	原 水	膜ろ過水	浄水
pH 値				7.0～8.0
濁度	mg/L	5.0 以下	0.05 以下	
残留塩素	mg/L			0.4～0.8

1 1 久谷浄水場水質監視目標（暫定値）

項目	単位	原水	浄水	久谷中継 ポンプ場
濁度	度	0.1 以下	0.1 以下	
pH 値		6.5～7.5	7.0～8.2	
電気伝導率	$\mu S/cm$	100～240	100～240	
残留塩素	mg/L		目標値 \pm 0.2	0.5～1.2

1 2 北条簡易水道水質監視目標

項目	単位	客	横谷	院内
濁度	度	1.0 以下	1.0 以下	1.0 以下
残留塩素	mg/L	0.3～0.7	0.3～0.8	0.4～0.8

項目	単位	米之野	萩原	
濁度	度	1.0 以下	1.0 以下	
残留塩素	mg/L	0.25～0.6	0.25～0.6	